

県北広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年7月13日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1 路線名 岩泉平井賀普代線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡普代村第2地割字下村500番2地先から第5地割字上の山10番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年7月13日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成22年7月13日から同年8月13日まで